

## 第 109 回女川原子力発電所環境調査測定技術会会議録

開催日時：平成 20 年 2 月 1 日 午後 1 時 30 分から

開催場所：パレス宮城野 2 階 はぎの間

出席委員数：18 人

会議内容：

### 1 開会

司会： ただ今から、第 109 回女川原子力発電所環境調査測定技術会を開催いたします。

司会： 会議に先立ちまして、本会議には委員数 27 名のところ、18 名の御出席をいただいておりますので、本会は有効に成立しておりますことを報告いたします。

司会： 開会にあたり、当技術会の副会長である宮城県環境生活部安齋次長からあいさつを申し上げます。

### 2 あいさつ

(安齋環境生活部次長 (技術担当) あいさつ)

### 3 新委員の紹介

司会： ここで、新たに本技術会の委員に就任された方を御紹介いたします。

宮城県漁業協同組合鮫浦支所長の平塚章委員です。なお、本日は所用により欠席されております。以上でございます。

司会： それでは、安齋副会長に議長をお願いし、会議に入らせていただきます。

### 4 議事

議長： それでは、次第に基づき議事に入ります。

評価事項の「イ」平成 19 年度第 3 四半期の「環境放射能調査結果」と、このことと関連がございますので、評価事項「ハ」女川原子力発電所前面海域におけるヨウ素 131 についてと、「ニ」の女川原子力発電所周辺地域におけるコバルト 60 についてを併せて説明願います。

#### (1) 評価事項

イ 女川原子力発電所環境放射能調査結果(平成 19 年度第 2 四半期報告)について

ハ 女川原子力発電所前面海域におけるヨウ素 131 について

ニ 女川原子力発電所周辺地域におけるコバルト 60 について

(佐藤(博)委員から平成 19 年度第 2 四半期の環境放射能調査結果、女川原子力発電所前面海域におけるヨウ素 131 について及び女川原子力発電所周辺地域におけるコバルト 60 の検出について説明)

議長： ただ今の説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお伺いいたします。

岩崎委員： 指標線量率の資料内の寺間局についてですが、10 月 6 日から 11 日の間あたりに、上下にかなり振れています。これほど振れるのを今まで見たことがありませんが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

齋藤(達)委員： このことにつきましては、注釈を記載しておりますが、このとき定期点検をしております。その影響と考えております。他の部分においても、このような変動が大きい部分は定期点検を実施しているところであると思えます。

岩崎委員： 定期点検でこのような変動が出ますか。

齋藤(達)委員： 例えば、塚浜局を見ていただきますと、10 月 3 日から 5 日に定期点検を行っておりますが、その部分で普段より変動が大きいところが見られております。

岩崎委員： この部分は降雨がありますね。降雨があるときに振れるのは、今までの知見で出ておりま

したが、寺間局に着いては雨量は無いようですが、その関係はどうなっているのかと思います。

齋藤(達)委員： 確認しましたところ、この定期点検の際にゲイン調整もおりまして、そこで動きが大きくなっております。

岩崎委員： まだ納得がいきませんので、後ほど具体的に教えていただきたいと思います。ゲイン調整をしているデータが、こういう正式なデータとして登録されていくというのは、何を計っているんだということになります。これについては、多分誤解がある気がします。

次に、ヨウ素についてですが、今回は検出されなかったということですが、資料の4ページを見ますと、周辺海域では、鮎川のみ調査であったということだと思いますが、例えば佐須浜のところは10月18日に0.15、宮戸は0.47が10月に出ているので、本来ならばここも計っておけばよかったかなというのがあります。これは計画に従って調査されていますので仕方ないですが、今後の測定基本計画の改定で鮎川を選ぶのがいいのか、佐須浜がいいのか、データをきちっと見て、どこを参照データとするのかという設定においては、このデータをもう少し生かしていただけないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

議長： そのほかはございませんか。お願いします。

関根委員： TLDについてお伺いします。先ほどのご説明の中で、素子を変えたところ線量が低くなったというご説明がありました。その前のデータを私は記憶していませんが、今、電離箱のご説明で、TLDは被ばく線量推定用であると説明が書かれております。そうしますと、TLD素子を変えたので、宮城県民の被ばく線量が変わったということになるような気がします。県では精度の評定をどのように考えているかを、お伺いしたく思いました。

事務局： TLDの測定結果で、泊浜の値が若干下がっているように見えますが、値としては過去の最小値が16で、今回が15となっております。これは、6素子の平均で値を出していますので、そのばらつきの範囲内ではありました。そのような意味では、報告書上は過去の最小値より1低くなっておりますけれども、有意差は余りないと考えています。

ただ、全般に若干低めの傾向は示しているようでして、ご質問の趣旨としては、被ばく線量推定の際に、推定値が機器更新によって変わるのではないかということと思いますが、測定器の構成や特性の違いで、若干不確かさを持っており、いたしかたないと考えております。

佐藤(信)委員： 別の観点で、TLDのデータの扱い方という基本的なことになりますが、素子毎に特性があることから、どうしても誤差を含み、あるいは、温度による減衰等が生じたりと、なかなか正確に計るといのは難しい測定方法だと思います。反面、非常に簡便に測定が行えるということで、緊急時用として設置しておりまして、通常から地域毎の概略をつかみ、何かあった場合には、素子を回収し、それがそのまま被ばく線量という形の評価に使えるのではないかなというように、当初から配置しておりました。環境監視として続けて実施しておりますが、精度の問題、素子の違いによる影響というものもあり、説明がつきにくいことが起こる可能性もあると受けとめている次第でございます。

関根委員： 検出器が変わる等、そういうものは確かにそのとおりで、いろいろと出力が違ったものをどのように補正していくかというのは非常に大きな悩みであり、絶対値にするのは大変だというのは私もよくわかります。ただし、それをどの範囲で認めるというのは自分で持っていないといけません。例えば、先ほどの電離箱の話では、その中で段差が出たのが意味があるのかないのかということになります。

それから、このTLDの結果が減ったというのを、どのように受けとめているのか、それはどういう範囲の中でやっているのかというのを、ご自覚いただきたいという意味です。どの程度変わっていて、それがどういう範囲に入っているのかということやちゃんと自分で自覚されて、それを評定していただきたいということでございます。

我々はこのデータを、そのときのデータとして見ているわけでございますけれども、長い間のデータの蓄積がございますから、3カ月の単位のみでなく、自分の精度の評定も含め、長い目で今のデータを見ていただければと思った次第でございます。以上です。

議長： ありがとうございます。

そのほか、モニタリング結果についてご質問がございましたら、よろしくをお願いします。

山村委員： 1号機の放水中のガンマ線計数率監視結果で、12月の終わりの方で測定値が上昇している

部分について、簡単にご説明いただければと思います。

齋藤(達)委員： 12月12日ころから、先ほど説明したとおり、ゲイン調整により若干上昇しております。そのほか、冬場に入って海水温度が下がりますと、一般的に計数効率が若干上昇します。温度補償回路はついておりますが、そういう影響等が考えられます。

ちなみに、3号機側においても、同様の傾向が見えますので、そういう影響かと考えております。

山村委員： 放水口モニターについて、もう一つ伺いますが、定期検査のために欠測しております。これは定期検査ですので計画の上で実施されていると思いますが、放水口モニターの位置づけとしましては、原子力発電所からの予期しない放出をまず計測するという、重要な役割を担っていると思います。ですから、このようなときには例えばバックアップのような測定をされる計画はありますでしょうか。

齋藤(達)委員： 完全な二重化等をしていけばよろしいのですが、実態としましては、各モニター1局でございまして、定期点検の際にはどうしても欠測が生じてしまいます。なるべく欠測期間は短くするように努めておりますが、現状では避けられない状況ですので、その際には液体廃棄物の放出は行わないという管理をしております。

山村委員： 液体廃棄物等の放出がないということで、問題はないと思いますが、これが非常に重要なデータとして、県民との間をつなげるものになるとすれば、データを出すということをもって信頼関係をつなぐという必要も出てくるのではないかと考えました。

齋藤(達)委員： そのとおりであると思っています。なお、現在、公表データの信頼性向上を社内で検討しております。なるべく欠測を少なくするような形にはできないかや、なるべく変動を少なくする、あるいは号機間の差等、以前からお話がありましたところを、低減できる方法を検討中でございます。概要が見えたら、また別途ご紹介させていただきたいと思います。

議長： そのほか、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、電離箱ガス交換作業中のデータの取り扱いにつきまして、事務局と致しましては、寄磯局については参考値扱いとしたいという考えですが、これにつきましてご意見を頂戴したいと思います。

関根委員： 絶対値ですので、代替器を使用していた期間の値を年間の統計値を求める際には除外するというご提案は、妥当なものだと思います。

ただし、この取り扱いはいいとしても、どういう体制で県が管理するかとか、今までの取り扱いをどうしていたとか、どこまで受容するのかについては、山ほど質問、コメントがございます。

データの取り扱いについては、私はそのご提案はそれでよろしいかと思います。

岩崎委員： 資料に案1から4まで記載されており、「案1を」ということですが、私としては案3がいいのではないかと思います。寄磯局だけ除外するというのは、何を以て除外するのか。例えば誤差評価をしたらどうなるのか、他局とどういう兼ね合いになるのか、非常に難しい議論になると思います。その点、案3は「統計データとしては使わない、参考値としては使う」という素直な発想ということになるのではないかと思います。何の根拠をもって、案1とするのか、寄磯局をどうして選ぶのかということをお示しいただければ、案1でも構いませんが、現時点で少し差が大きいので寄磯局のみ除外するというようにしか聞こえませんが、検討いただきたいと思います。

佐藤(博)委員： 岩崎先生からのご意見で、代替器を使っている間のデータについては、全局参考値扱いとしたほうが良いとのことでした。確かに、測定期間中の変動や異常値の有無は確認でき、結論に結びつくと思います。しかし、測定者側としますと、測定データをできれば継続して使いたいという心情がございまして、私どもの考えとしては、誤差の大きい寄磯局を除外する案1としたものです。

関根委員： 私は岩崎先生の意見に賛成です。パワーポイントの資料ですくいようがあるのは、いわゆるバックグラウンドと思われるようなそのときのデータを差し引くと、その相対的なものが監視できています。ただし、絶対値を求めようとしたときには、それはいけないうことですが、全体が下がった、あるいは全体が上がったと相対的に変化しているのが見えるので、監視はこれでもできていると私は判断しています。

絶対値は使わない方がよいのではないかと思います。絶対値を使うと、今のような議論になると思います。「寄磯局だけ何で」ということになりますから。その理由は、残念ながらありません。

議長： 岩崎委員、関根委員ともに標準偏差の3倍で寄磯局だけははずすのは理由がないのではないかとご意見ですが、事務局として何かありますか。

佐藤(博)委員： それでは、厳密な解釈をとり、監視データとしては十分役割を果たせますが、統計データとしては採用するのは問題があるということで、この期間のデータは参考値扱いとし、案 3 を採用したいと思います。

議長： それでは、電離箱ガス交換作業中のデータの取り扱いにつきましては、資料の案 3 で取り扱いをさせていただくということにいたしたいと思います。

そのほか、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

関根委員： 先ほど TLD のご質問をしたのは、電離箱の問題に関係づけられないかと私は思った次第でして、今回の資料の TLD の結果について、時間値に直すと少し低めなのです。先程のご説明の中で、この TLD の値は低くなったのだということがありましたので、その前の値を用いていけば、今の電離箱の線量率は説明できるのかなと思いましたが。ざっと計算してみると、二、三十 nGy/h くらいは少ないですね。だから、複数測定をされているときに、お互いに支えになるのが大変望ましい。電離箱と TLD はほぼ同じような条件、遮蔽なしで測定されていると思いますが、そうするとお互いの相関等をチェックされていけば、一方で不具合が生じた際に、他方を参考とすれば役に立つこともあると思います。例えば、TLD でまた素子が変わると違うとかの際には、電離箱のデータからそちら側を何とか推定できるのではないかと思います。複数の測定器をせっかく用いられているのだから、その相関に注意されれば、判断材料がひとつできるのではないかと思います。

それから、電離箱の経時グラフを見せていただきましたところ、設置から 4 年目に上昇が見られますけれども、保証値をどのようにして維持管理を考え、県はどのように保証の体制をとっていたのかというのを、知りたいと思います。また、段差があるとかないとかという議論をしているなかで、それに対して電離箱の保証の精度、それをどのように業者に委託し、校正の精度はどうなっているのかが気になりました。

コメントが続きますけれども、途中でご紹介していました、JIS 規格ではプラスマイナス 20% であればよいということについて、県はどう思っているのかをはっきりさせていただければ、別にこれは何ということはないのかもしれないかもしれません。あるいは、県が厳しく設定されているのであるならば、問題にしなければいけないのかもしれないかもしれません。その判断基準、どこに軸足を持つのかということの態度を明確にさせていただきたいと思います。そうすれば、聞いている方は話がわかるのです。こういう話になっているということは、そこどころが少しあやふやになっているんじゃないかなという危惧を抱きましたので、一言申し上げようと思いました。以上でございます。

佐藤(博)委員： 先生のおっしゃるとおり、JIS はプラスマイナス 20% ということで、結構粗いものとなっております。この基準に準拠すれば、今回の段差についても問題にならないのではないかと思います。我々の基準としては、「平均値プラスマイナス 3 シグマ」がありますので、それに準拠してご相談申し上げた経緯です。

今回のように代替器で一時的な変化、また、機器の更新という問題もいずれ出てきます。非常に悩ましいものであり、主観的な考えではなく、はっきりした基準があれば、自動的に対応できると考えております。

関根委員： 私が逆の立場になったとして考えますと、あやふやなものを目の前に出して皆さんにご説明するのは、自分がわかっていないからで、誤解を与えるだけになるような気がして仕方がありません。自分の精度というのはどういうものかというのを見ていただいて、それを評価するべきであり、今回の件については、何となく「この範囲に入っているからいいんじゃないか」等が見えます。

多分、以前も同様のことがあったと思います。平成 13 年からのデータが出ていますが、その前の更新時期においても、悩まれたことと思いますが、かなり長い間、データが蓄積されてきましたので、そういうデータに基づいた経験というのは、県は非常にお持ちです。それを生かさない手はないと思います。自分でお持ちのデータは、世の中で手に入れようとしても、そう簡単に手に入れることの出来ないものであり、貴重なデータだと思えます。

したがって、それをもとに何らかの提案があってもいいのではないかと思います。そうすれば態度がはっきりし、聞いている方もここからここまでと割り切りがつきやすい。それが、「何となく段差がある」、「何となくこれはこの辺に入っている」と言われますと、何が言いたいのか、わからない。態度をはっきりされて、きちんと説明をされて、「その事実を目をそらしていないんだぞ」ということを示される方

が、聞いている方もわかりやすいと思われました。以上です。

佐藤(博)委員： 先ほどのヨウ素の説明で、現在、測定基本計画の修正を検討しているとお話しさせていただきましたが、先生のおっしゃるとおり、相当な経験がございますので、その結果が生かせるかどうか、それも含めて修正案の方をご提示したいと考えています。

議長： 御意見、御質問はございませんか。

ないようでしたら、次の評価事項「ロ」、平成 19 年度第 3 四半期の「温排水調査結果」について説明願います。

ロ 女川原子力発電所温排水調査結果(平成 19 年度第 3 四半期報告)について

(事務局から平成 19 年度第 3 四半期の温排水調査結果について説明)

議長： ただ今の説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお伺いいたします。

尾定委員： 3 ページの説明文で理解しづらいところがありますのでお聞きします。イの 10 月 10 日とロの 11 月 9 日に調査された、前面海域の水温の範囲が示されておりまして、その後で周辺海域の水温の範囲が示されております。結局、過去の同期と比較して過去の範囲内にありましてと書いておりますが、測定値を見ると、その範囲内と言われても範囲に入っていない部分があるように思えますが、この表現の仕方はいかがなのでしょう。例えば、去年は発電所の稼働率が低く、温排水がほとんど出ていなかったから実は低めの範囲で出ていたということなんでしょうか。

事務局： 過去同期との比較と申しますと、調査開始時から全体の調査での過去同期の範囲との比較としており、先ほど述べましたように、「過去の範囲内」という表現になると思います。昨年同期との比較につきましては、関心を持たれる方もおられるということもあまして、記載しております。

尾定委員： いつもこういう順番で書かれているのはわかりませんが、その範囲内と言われたときに、例えばイの 10 月 10 日で昨年同期の前面海域の水温が、上が 20.6℃となっており、しかし、今回の測定値は 21.0℃になっています。そうしますと超えているけれども、「範囲内」という表現になるのでしょうか。

事務局： 過去同期の範囲と申しますのは、表 1 の下段に、昭和 59 年 7 月から平成 18 年度までの測定範囲を記載しておりますが、これで見てくださいと周辺海域は 16.4 から 21.6℃という範囲にあり、今回の水温測定範囲が 18.9 から 21.0 の範囲となっておりまして、「過去同期の範囲内」と記載させていただいております。

議長： 御意見、御質問はございませんか。

ないようですので、平成 19 年 10 月から 12 月までの「環境放射能調査結果」と「温排水調査結果」、「女川原子力発電所前面海域におけるヨウ素 131」及び「女川原子力発電所周辺地域におけるコバルト 60」の評価につきまして、本日の技術会で御了承をいただいたものとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長： それでは、これをもって御評価をいただいたものといたします。

次に、報告事項に移ります。

報告事項「イ」の「女川原子力発電所の状況について」を説明願います。

## (2) 報告事項

イ 女川原子力発電所の状況について

(青木委員から女川原子力発電所の状況について説明)

議長： ただ今の説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお伺いいたします。

関根委員： 出力によって水素と酸素の比率が変わるとするのは、どのように理解したらよろしいですか。

青木委員： 水の放射線分解によって発生します水素は、出力が上がれば上がるほど多くなってまいります。触媒を使って反応させておりますので、水素の量が少な過ぎると、触媒に水素が捕捉されて酸素に結合されるという確率が低くなり、反応が起こりにくくなると考えています。

関根委員： 触媒の働きについては、わかりましたが、水の放射線分解においては、水素と酸素の比率はいつも同じではないですか。それが出力によって違うというのは、どういうことですか。

青木委員： 発生する水素と酸素の比率は同じですが、反応が起こりにくくなる「しきい値」について、出力が低い時に酸素がより過剰にないと、反応が起こりにくくなるということです。

関根委員： そういうことではなく、水が放射線分解したときに、エネルギーが多く与えられているか、少なく与えられるかで、その比率が変わるというのはどういうことかお伺いしたのです。

青木委員： 発生する比率は変わりません。

関根委員： 変わりませんよね。

青木委員： はい、それは1対2で変わりません。

関根委員： そうすると、その出力で濃度比が変わるというのはどういうことになりますか。

青木委員： 発生する濃度は同じですが、そのほかに復水器には多少インリークがございますし、気体廃棄物処理系の中でシステムの最初のところに空気を入れていますので、そこで通常であれば酸素は過剰になっております。

関根委員： そうすると、そこで薄まって全体的に変わり、発生する量の大小がこの出力で変わるので、薄められ方が違うということですね。

青木委員： 薄められ方といいますか、発生する量は同じですが、反応が起こりにくくなる濃度があるということです。

関根委員： わかりました。

岩崎委員： 今回、水素が触媒の「しきい値」を下回ったという理由は何ですか。

青木委員： 復水器は密閉していますが、多少、インリークがございます。このインリーク量は、毎回定検毎に測定はしておりますけれども、毎定検毎に多少は変わります。

今回はそのインリーク量が、前回あるいは前々回の定検等に比べるとかなり少なめであり、系統に入ってくる空気の量が少なめだったということです。そうしますと、酸素の量も必然的に少なくなってしまう、反応を起こすための酸素が少なくなってしまうと思っております。

岩崎委員： そのインリークは何で減ったか、というところなんです。

青木委員： 復水器を真空にしておりますけれども、定検のときにタービン開放の作業等をして、また、組み立て直しますが、極力インリークは少なめに抑えようと、シールやラバー等を取りつけていますけれども、インリークがゼロにはならず、多少のインリーク量は常にありますが、それが今回はたまたま、どこかのすきまが普段に比べると多少小さいとかで、インリーク量が変わってきたということです。

岩崎委員： 再発防止対策は良いと思いますが、原因がインリークがたまたま増えた、減ったということだけでいいのかというのは、多少疑問を感じます。ただ、今回、インリークが少なくなったという方向ですので、多分、技術の方の腕が上がり、閉め方がよくなってぴたっとシールができたと理解していますが、閉め方がぶれているということですね。

青木委員： インリーク量を少なくするようやっておりますが、どうしても多少の差は出てしまいます。

岩崎委員： 多少の差が決定的に利いたということですから、そういう事象がほかにもないとも限りませんので、インリークがたまたま減ったということは、たまたまふえるということもあるし、それが引いてはバルブの閉め損ねとかいうところになりますので、何で減ったかというのを「何かあるかもしれないな」と思った方がいいような気がします。インリークが減ったということは、いい方向ですが、何か決定的に変わったところがあったんじゃないとか、インリーク量も結構ありますので、閉め方だけで変わるとは思えませんので、何か変わっているのではないかという気がします。そこが大丈夫かなと思いました。コメントです。それと、再発防止対策は流量をふやせばいいので問題ないと思いますが、排気系に直結している部分の流量なので、単に増やせばよいという視点だけでは困りますので、しっかり放射能のコントロールについても、流量と兼ね合いで目配りをしていただきたいと思います。

穴あきについてですが、これは以前からの継続事項でしたが、根本的な対策としては、穴をふさいだのもそうかもしれませんけれども、オリフィスをはずしたということですね。オリフィスを復水器の中に入れたということで、あの部分はいいんでしょうけれども、他にないのかというところは、水が入って穴があいたというのは余りよろしい事象ではないので、もう一段踏み込んでいただきたい。他の号機では穴の位置がもっと上で起こらなかったが、2号機だけあの穴の位置であったかというのは、「たまたま」と説明されておりますが、他に波及がないか検討していただき、これを教訓にいただければと思

ております。

議長： 御意見、御質問はございませんか。

ないようでしたら、次の報告事項「ロ」の女川原子力発電所温排水調査結果の総合解析・評価について、説明願います。

ロ 女川原子力発電所温排水調査結果の総合解析・評価について

(塚本委員から女川原子力発電所温排水調査結果の総合解析・評価について説明)

議長： ただ今の説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお伺いいたします。

尾定委員： Cの水温・塩分以外の水質のCODで、図4では平成17年のCODだけ上がっていますよね。その理由は、海域全体で濃度の上昇が見られたのは8月と2月と書いてありますけれども、これでBの月でいうと5、8、11、2、これを指しておられるのでしょうか。

塚本委員： 補足資料がありますので、ご説明します。年度毎の月毎に分析したのですが、平成17年度は海域全体が上がっておりますが、8月が非常に高い値になってございます。もう一つは、2月が全体から見ますと少し高めということで、この時期に海域全体が植物プランクトンが増殖したのではないかと思います。

これは、酸素飽和濃度が100%を大きく超えていること、それからPHが高いことなどから、そう推測してございます。

尾定委員： Bの月である5月8月は、これを指しているのではないのですか。

塚本委員： 5月、8月は、ずっと全体でございまして。

尾定委員： わかりました。

また、図6の底質分布の凡例で、シルトの分類ですが、50%、25%、10%とありますが、これは10%以下ですね。

塚本委員： 済みません、そのとおりでございまして。

岩崎委員： 前面海域は湾外と同じような挙動をしているということをお話しされましたが、湾奥と同じような挙動をしていいような地形じゃないかなというように思えますが。

塚本委員： 湾奥というのは流れ込む河川があって、その影響で生活排水等によって汚れ、特徴が出てくるものだと思っております。

岩崎委員： そうすると、前面海域は湾口でしたか、湾外に近いというようなデータがありましたね。

塚本委員： そうです。湾奥と湾口で傾向が似てございます。

岩崎委員： 前面海域がどうして湾口と一緒にならないのかなというのがありますが、これは発電所の影響でしょうか。

塚本委員： 多分、私の推測かもしれませんが、湾奥から湾口にかけての流れがあるのではないかと思います。発電所の方は、そのような汚水等が入ってくるものがないので、特徴的に湾外と同じになるのではないかと思います。

議長： 御意見、御質問はございませんか。

ないようでしたら、次の報告事項「ハ」の平成19年度原子力防災訓練について、説明願います。

ハ 平成19年度原子力防災訓練について

(事務局から平成19年度原子力防災訓練について説明)

議長： ただ今の説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお伺いいたします。

議長： 御意見、御質問はございませんか。

ないようでしたら、次の報告事項「ニ」の女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書の運用要綱の一部改正について、説明願います。

ニ 女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書の運用要綱の一部改正について

(事務局から女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書の運用要綱の一部改正について説明)

議長： ただ今の説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお伺いいたします。

齋藤(実)委員： ただいまのこの件につきまして、一言述べさせていただきます。

事務局から、ありがたいお言葉もございました。当社としては、これまでも情報公開について実施してきたところではございますが、この運用要綱の一部改正を機に、改めて積極的な情報公開、それから住民の方へのわかりやすい説明ということに努力していきたいと考えております。

なお、このことにあたっては、測定技術会の委員の先生方、宮城県、女川町、石巻市のご指導もいただければと思っております。これからもよろしく願いいたします。以上です。

議長： 御意見、御質問はございませんか。

なければ、他に報告する事項などありましたらお願いします。

議長： 他にないようですので、報告事項を終了といたします。その他の事項として、事務局から何かありますか。

## 5 次回開催

事務局： 次回の技術会の開催日を、決めさせていただきます。平成 20 年 5 月 15 日の木曜日、仙台市内で開催とさせていただきますと存じます。

議長： ただ今事務局から説明がありましたが、次回の技術会を平成 20 年 5 月 15 日の木曜日、仙台市内で開催することでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長： それでは、次回の技術会は平成 20 年 5 月 15 日の木曜日、仙台市内で開催しますので、よろしく願いいたします。

議長： その他、何か、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

議長： それでは、これで、本日の議事を終了とさせていただきます、議長の職を解かせていただきます。

## 6 閉会

司会： それでは、以上をもちまして、第 109 回女川原子力発電所環境調査測定技術会を終了といたします。

本日は、どうもありがとうございました。